

# インタフェース仕様書都道府県編修正履歴

(内容現在 平成26年4月30日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	64	ページ番号 64 項番39の項目名 特定旧法受給者区分(経過措置 対象者)	1	64	ページ番号 64 項番39の項目名 多子軽減対象区分	1
2	79	ページ番号 79 項番41の項目名 特定旧法受給者区分(経過措置 対象者)	1	79	ページ番号 79 項番41の項目名 多子軽減対象区分	1
3	93	ページ番号 93 項番41の項目名 特定旧法受給者区分(経過措置 対象者)	1	93	ページ番号 93 項番41の項目名 多子軽減対象区分	1
4	107	ページ番号 107 項番41の項目名 特定旧法受給者区分(経過措置 対象者)	1	107	ページ番号 107 項番41の項目名 多子軽減対象区分	1
5	121	ページ番号 121 項番42の項目名 特定旧法受給者区分(経過措置 対象者)	1	121	ページ番号 121 項番42の項目名 多子軽減対象区分	1
6	127	ページ番号 127 項番41の項目名 特定旧法受給者区分(経過措置 対象者)	1	127	ページ番号 127 項番41の項目名 多子軽減対象区分	1
7	153-4	ページ番号 153-4 ※6:法第二十四条の五が適用さ れる場合、「都道府県等が定める 額」もしくは「1割相当額」のうち小 さい額を設定。	1	153-4	ページ番号 153-4 ※6:法第二十四条の五に基づ き、「1割相当額」よりも低い額を 都道府県等が設定した場合は、 「都道府県等が定める額」を設定 する。	1
8				279	ページ番号 279 項番17の備考 ※5 を追加	1
9				280	ページ番号 280 ※5:法第二十四条の五に基づ き、「1割相当額」よりも低い額を 都道府県等が設定した場合は、 「都道府県等が定める額」を設定 する。 を追加	1